（使用前安全管理検査）

第七十三条の二の二　法第五十一条第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、次に掲げるもの以外のものとする。

一～二　［略］

三　変更の工事を行う発電所、蓄電所又は変電所に属する電力用コンデンサー

四　変更の工事を行う発電所、蓄電所又は変電所に属する分路リアクトル又は限流リアクトル

五　電力貯蔵装置（蓄電所に属する出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上のものを除く。）

六～八　［略］

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

工事の種類	認可を要するもの	事前届出を要するもの
発電所	［略］	［略］
蓄電所	一　設置の工事	出力一万キロワット以上又は容量八万キロワットアワー以上の蓄電所の設置
	［略］	［略］
	二　変更の工事であって、次の設備に係るもの	
	（一）　変圧器	1　電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の設置 2　電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の改造であって、次に掲げるもの (1)　二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの (2)　電圧調整装置を付加するもの

（使用前安全管理検査）

第七十三条の二の二　［同上］

一～二　［略］

三　変更の工事を行う発電所又は変電所に属する電力用コンデンサー

四　変更の工事を行う発電所又は変電所に属する分路リアクトル又は限流リアクトル

五　電力貯蔵装置

六～八　［略］

別表第二（第六十二条、第六十五条関係）

［同上］	［同上］	［同上］
発電所	［略］	［略］
［新設］	［新設］	［新設］